

# とうべつ 議会だより

## 号外

平成24年1月1日発行

### － 渋谷俊和議員の侮辱発言、命令拒否に2度の懲罰 －

#### 議会だより号外の発行にあたり

昨年11月に開催された平成23年第5回当別町議会臨時会で、議会の設置以来はじめて「懲罰特別委員会」が設置されました。新聞記事にも取り上げられ、町民の皆様には、いったい何が起こったのかと心配された方が多かったことと推察します。

議長はこの件について、議会広報を通じ公表する必要性を強く感じました。議会広報特別委員会も、正しい情報を町民の皆様にお伝えする必要があると判断しました。

このたび、議会で起きた2度の懲罰事犯について、「とうべつ議会だより 号外」として特別紙面でお知らせします。

議会広報特別委員会 委員長 小早川 孝男

### － 異例の高谷議長閉会挨拶（平成23年12月15日） －

今定例会に付議された渋谷議員に対する懲罰事犯について、議員各位におかれましては、当別町議会議員として、毅然として適切なご判断をいただきましたことに、また特に竹田委員長、後藤副委員長には、その取り進めも含めて、改めてお礼申し上げます。

自らの落ち度を認めながら、最後の一身上の弁明では、議会を侮辱する暴言を吐く渋谷議員の態度は、議会の規律と品位の保持に反する許されざる態度と言わざるを得ません。

また12月1日の緊急“報告の集い”を呼びかける渋谷議員名のビラは、11月22日の臨時会における懲罰事犯を渋谷議員に対する議会の“口封じ”と断定しており、これは全く根拠のない議会に対する誹謗中傷であって、放置することはできません。

22日の臨時会では、渋谷議員本人が審議中に発言取消しを求められる暴言を吐き、さらに質疑が出来たのに再質疑をせず、討論が出来たにもかかわらず申し出もせず、結果として議案に同意したものであり、議事の取り進め上からも議会が“口封じ”をした事実など全くないことは明白であります。

渋谷議員は、議員としての未熟さ、不勉強さこそを自ら反省すべきであり、それを議会の責任に転嫁することは、議会人としては見過ごすことの出来ない行為であり、渋谷議員に対して、ビラの内容の撤回と議会に対する陳謝を強く求めるものであります。この件につきましては、議会広報に掲載し、町民に明白にしていく必要があると考えております。

## 懲罰に至る経緯

事の発端は11月22日に行われた臨時会で、1億6,500万円の「権利の放棄」の議案の質疑において、土地開発公社解散による損失計上に至ったのは、以前に理事に参加していた議員が公社の土地販売を妨害していたからだというニュアンスの発言を渋谷議員がした事です。

この不注意な発言は、理事者側の答弁を曲解し、議会議員を侮辱したもので、さらに議事進行を妨げるものであるという理由で動議が提出され、議長が渋谷議員の発言取消しを求めました。議会では、議決に基づいた議長の命令には必ず従う事がルールとなっています。しかし、渋谷議員はそれに従わず発言取消しを拒否した為、懲罰動議が提出されました。

懲罰動議が提出されたことにより、議長、渋谷議員を除く全議員で構成される懲罰特別委員会が設置され竹田委員長の下で、5回の特別委員会が開催され、厳正なる審議が重ねられました。渋谷議員には懲罰特別委員会での弁明の機会を与えましたが、懲罰の対象となった自らの発言について弁明はせずに議論のすり替えを行い、自分の正当性のみを述べるにとどまりました。

12月の定例会初日に、渋谷議員に対し「公開の議場における陳謝の懲罰」を議長から宣告しましたが、これも拒否しました。再三の議長命令に従わなかった事に対し、議長は議場からの退去を命じ、その後、再び懲罰動議が提出されました。前回同様に弁明の機会が議場で与えられましたが渋谷議員は、再び議論のすり替えに終始し、全会一致の議決により、12月定例会中2日間出席停止の懲罰が科せられました。

閉会に当たり、議長は異例の挨拶を行いましたが、渋谷議員は今までも本人の個人的チラシの中で、「議会の口封じ」だとか、議会だよりは「町長の好き勝手な原稿作成が行われている」等全く根拠のない事を町民に喧伝しています。また、町長並びに執行部や議員の個人的誹謗中傷を行ってきた経緯もあり、これを訂正・取消しさせる必要があると、議員や町民有志から多くの要望書が提出されています。9月の定例会でも渋谷議員の発言をめくり動議が提出され、発言の一部について議長が取消しを命じています。渋谷議員は議会広報特別委員会のメンバーでもあり、「議会だより」での報告とは違うニュースを、議員個人のピラで町民に知らせる行為は、広報特別委員会の中でも問題視されています。このようなことの積み重ねが、議長の閉会挨拶につながっています。

議員に対する懲罰は、基本的に議場内における議員の行為に対して科されるものであり、議場外の行為には及びませんが、議長の異例の閉会挨拶は、議員と議会の品位を保持するための決意を表明したもののなのです。

## 第5回臨時会（平成23年11月22日）

議案の審議中、土地開発公社の件に関する質疑で渋谷議員は、公社所有の土地の販売を議員が妨害したと受け取られる発言

発言について議事録精査を求める動議可決（議会を侮辱する発言）

議長が議員自ら取り消すことを求めたが拒否。議長の発言取消し命令も拒否

この間、議事録の精査や議会運営委員会の開催のため、本会議は6時間にわたる休憩を余儀なくされた

懲罰動議可決（渋谷議員の一連の行為は、著しく議会を侮辱し、会議の進行を妨げるもの）

懲罰特別委員会を設置（竹田和雄委員長、後藤正洋副委員長を互選）

本会議を再開し、土地開発公社の「権利の放棄」を含む4議案を全会一致で議決

懲罰特別委員会は議会閉会中に懲罰の審査を行う（5回開催）

## 第6回定例会（平成23年12月13日～15日）

12月13日の経過

渋谷議員に対する懲罰の件を議題とする

- ・懲罰特別委員長から審査結果報告【資料1-1】
- ・渋谷議員の弁明（議事進行の遅延については謝罪したが、懲罰の対象となった議会を侮辱する発言についての弁明はなかった）
- ・報告に対する質疑・討論・表決（報告書のとおり可決）
- ・議長から懲罰の宣告

渋谷君に陳謝の懲罰を科します。これから渋谷君に陳謝をさせます。  
渋谷君に登壇のうえ、陳謝文の朗読を命じます。

渋谷議員は命令を拒否。議長は再度陳謝文の朗読を命じたが、これも拒否【資料1-2】

議長は会議が終わるまで議場の外に退去するよう命令（地方自治法第129条）

（度重なる議長命令の拒否は議会の品位、議員の規律を大きく損ねる。）

2回目の懲罰動議可決

（渋谷議員の一連の行為は、全会一致の議会の議決を無視するもので、議長の議場の秩序維持権を侵害する新たな懲罰事犯の対象）

懲罰特別委員会を再設置（竹田和雄委員長、後藤正洋副委員長を互選）

懲罰特別委員会は本会議終了後に懲罰の審査

12月14日の経過

渋谷議員に対する懲罰の件を議題とする

- ・懲罰特別委員長から審査結果報告【資料2】
- ・渋谷議員の弁明（陳謝文の内容に納得できず朗読を拒否したと述べ、一方的な議会批判に終始した）
- ・報告に対する質疑・討論・表決（報告書のとおり可決）
- ・議長から懲罰の宣告

渋谷君に2日間の出席停止の懲罰を科します。渋谷君の退場を求めます。

# 当別町土地開発公社と当別町議会

～昭和47年の設立当初から現在まで議会は責任ある議論を重ねてきました～

## 1 土地開発公社とは？

土地開発公社は、地方公共団体が100%出資する特別法人です

当別町土地開発公社は、保育所や幼稚園、コミュニティセンターなどの用地を土地の価格上昇を見据えて先行取得したり、ダム建設に伴う水没者の代替宅地造成をその主たる事業としていました

取得や造成に係る費用は、町が保証を付け、公社が金融機関から借入を行い、借入金を元に事業を実施し、販売代金を金融機関へ返済するシステムです。公社が利益を出すことは基本的にありません

## 2 土地開発公社の運営

ダム関係の宅地造成に関して、希望に沿った造成事業でしたが、残念ながら水没者の方々の購入・住宅の建設が少なく「ゆとりっち稲穂住宅用地」は、一般の方々への住宅用地としても広く募集しました

住宅用地設置当初はバブル期であり、販売数は伸びましたが、それ以降は、なかなか販売成約に結びつかない時期が長期化し、金融機関へ返済をするために更に借入をする「負のスパイラル状態」に陥りました

議会としても議員を公社理事に派遣し、正常運営に資する諸活動について議論を重ね、助言や意見をされたものの経済情勢悪化の下、その運営を好転させることに繋げることができませんでした

公社の予算・決算は、毎年の議会承認案件であり、その都度、販売に係る運営方針や公社自身のあり方を含め理事者から説明を求め、議会としての意見を述べてきました

## 3 土地開発公社の解散

平成19年～20年にかけて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、全国の土地開発公社の経営悪化状況に鑑み、国から集中的に抜本的改革を進めるよう指示があり当別町土地開発公社も増大する将来負担を早期に解消することが今後の町づくりに重要と考え「解散」を決定しました

議会は、平成23年3月定例会において、「当別町土地開発公社の解散」を議決しました。またこの議決を受けて、23年6月には北海道知事の解散認可も受けています

土地開発公社の解散は、当別町行政に於いて最重要案件であった、「当別ダム設置」に端を発する問題であり、当別町全体として責任があると判断しています

## 4 議会の対応

解散後は、清算手続きを事務的に進めましたが、公社の負債2億6,300万円余りを町が全額金融機関へ返済しました。返済には起債を充当しますが、起債の償還に地方交付税措置のある現時点でもっとも有利な資金を充当するものとしています。公社所有の土地を町有地とするための「財産の取得」、町有地の価格(9,800万円)と負債の差額(1億6,500万円)に関して権利を放棄する「求償権の放棄」の議案が平成23年11月臨時会に提出されました。地方自治体として当然の手続きであると認め、渋谷議員を含む全会一致で議決しました

## 懲罰特別委員会審査報告書

本委員会に付託された「議員渋谷俊和君に対する懲罰の件」について、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により、別紙陳謝文案を添え報告する。

## 記

## 1 懲罰事犯の有無

懲罰を科すべきものと認める。

## 2 懲罰処分の種類及び内容

懲罰は、地方自治法第135条第1項の規定により、戒告、陳謝、出席停止、除名の4種類と定められているが、本件については、公開の議場における陳謝の懲罰を科すべきである。

## 3 理由

議員渋谷俊和君は、11月22日の会議における議案の審議中、土地開発公社の件に関する質疑において、あたかも議員が公社所有の土地販売を妨害したと受け取られる発言をした。さらには同様の答弁を副町長がしたとするなど、根拠のない発言や事実と異なる発言をしたことに対し、議長から発言取消し命令を受けたが、この命令にも従わなかった。

これらの行為は、議会を著しく侮辱するものであり、また会議の進行を著しく妨げるものとして、懲罰の動議が提出された。

懲罰動議の可決決定により設置された本委員会は、11月24日、12月1日、12月2日、12月9日、12月12日に委員会を開催し、慎重審議を重ね、特に12月2日の委員会では渋谷議員の一身上の弁明の機会を設けたが、侮辱発言に対する明快な弁明は一切なく、反省、陳謝の言葉もなかった。

このたびの懲罰は、渋谷議員の発言内容に対するものであり、審議案件の具体的是非ではない。11月22日の議会運営についても、議案に対する十分な審議をすべての議員に保障したものであり議長の議事運営は法令規則に則り適正に進められたものとする。結果として、渋谷議員を含め出席した全議員が議案に異議を唱えず、原案のとおり可決された。自らの落ち度を認めず、陳謝訂正、取消しに応じなかった渋谷議員の行為が会議を遅延させたものである。

以上が懲罰動議と審査の経緯であるが、渋谷議員の一連の言動は、地方自治法第129条の「議長の秩序維持」、同法132条の「品位の保持」さらには、当別町議会会議規則第102条の「品位の尊重」に違反していることは明らかである。

今後、渋谷議員は議会において「発言の自由」を保障されることとあわせ「発言に対する責任」無礼な発言をしないなど「発言に関する制限」が課せられていることを十分に認識すべきである。

議員自らの発言の重さを自覚し、当別町議会の品位を保持するため、本委員会は渋谷議員に対し公開の議場における陳謝の懲罰を科すことを全会一致で決定した。

平成23年12月13日

当別町議会議長 高谷 茂 様

懲罰特別委員会 委員長 竹田 和雄

## 【資料 1 - 2】

### 陳謝文

私が、11月22日開会の第5回臨時会本会議において、議案の審議中、土地開発公社の案件に関する副町長の答弁を曲解し、あたかも、当時、土地開発公社の理事であった議会議員が、公社の運営を妨害していたかの様な発言をしたことについては、明らかに事実と反する発言でありました。

この私の発言や議長の削除命令に従わなかったことで、議会の品位と秩序を乱したと、また、議会が長時間にわたり混乱し、議長をはじめとする各議員の皆様、さらには、町長ほか町執行部の皆様に多大なご迷惑をおかけしましたことに、深くお詫び申し上げます。

今後におきましては、二度とこのようなことがないように、法令、会議規則並びに委員会条例を遵守し、研鑽に努めてまいります。

ここに誠意を披瀝して衷心より陳謝いたします。

大変、申し訳ありませんでした。

平成23年12月13日

当別町議会議員 渋谷俊和

渋谷議員はこの陳謝文の朗読を拒否しました

## 【資料 2】

### 懲罰特別委員会審査報告書

本委員会に付託された「議員渋谷俊和君に対する懲罰の件」について、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告する。

#### 記

#### 1 懲罰事犯の有無

懲罰を科すべきものと認める。

#### 2 懲罰処分の種類及び内容

2日間の出席停止の懲罰を科すべき。

#### 3 理由

12月13日の会議において、議員渋谷俊和君は、議長から公開の議場における陳謝の命令を受けたが、これを拒否した。度重なる議長命令の拒否に対し、議長は地方自治法第129条第1項の規定により、昨日の会議が終わるまで議場の外へ退去を命じたが、その直後に全会一致の議決を無視した渋谷議員の行為に対して、あらためて懲罰動議が提出された。

本委員会は、12月13日の本会議終了後、慎重審議した結果、2度目の懲罰事犯であることまた陳謝の懲罰命令を拒否したことに鑑み懲罰を科すべきものと判断した。

議会に出席し意見を述べる議員の権利は、議会のルールを遵守する前提のうえに成り立つものであり、たとえ渋谷議員がその権利を失ったとしても、自らの行為が招いた結果であり、深く反省すべきものである。

よって、本委員会は渋谷議員に対し、2日間の出席停止の懲罰を科すことを決定した。

平成23年12月14日

当別町議会議長 高谷茂様

懲罰特別委員会 委員長 竹田和雄

**懲罰**

地方公共団体の議会は、地方自治法、議会会議規則、委員会条例に違反した議員に対し、議決したうえで懲罰を科すことができます。

**懲罰の種類**

懲罰の種類は、公開の議場における**戒告**、公開の議場における**陳謝**、一定期間の**出席停止**、**除名**の4つに限られます。これ以外の懲罰を科すことはできません。懲罰の種類順に懲罰が重くなり、除名は最も重い懲罰です。

**懲罰特別委員会**

懲罰は、議員の身分にかかわる重大な問題なので、会議規則第111条の規定により、必ず委員会（懲罰特別委員会）で審査をしなければ、議決することはできません。委員会の審査で結論が出ると、報告書が作成されます。報告書が提出されると、議長はこの件を議題として取り上げ、懲罰決定の審議が行われますが、審議は懲罰対象議員を除斥して行われます。

最初に、審査経過と審査結果が報告され、質疑、討論、採決が行われて、懲罰が決定されます。懲罰が決定されると、懲罰対象議員の除斥が解かれ、議員が入場し、議長からの懲罰の宣告を受けます。

いずれにしても、選挙で町民から選ばれ、住民を代表し指導する立場にある議員は、このような懲罰を受けることがないように常に自らの言動に注意しなければなりません。

**除斥（じょせき）**

議員は、自分や、配偶者、血縁者の一身上に関する事件の審議には、参与すること（関わること）ができません。地方自治法第117条の規定の「参与することができない」とは、その事件が議題になってから表決が終わるまでの間、議場から退場していなければならないという意味です。「議員の懲罰」はこの「一身上に関する事件」に当たります。

**陳謝**

陳謝とは、懲罰対象議員がその事犯について理由を述べてわびることで、処分される議員に公開の議場において議会の定めた陳謝文を朗読させます。

処分される議員が陳謝文の朗読を拒否、故意に議会の定めた陳謝文と異なる文書を朗読、陳謝分の一部を省略したりすることは、議会の議決を無視することになり、新たな懲罰の対象となります。

**議場内の規律**

地方自治法は、議場の秩序維持、議会の品位保持のため、議員や傍聴人の規律に関して定めています。

**議員に対する規律**

議会の会議中、自治法や会議規則に違反し、その他議場の秩序を乱す議員がいるときは、議長は、これを制止し、または発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終わるまで発言を禁止し、または議場の外へ退去させることができます。

議会の会議または委員会において、議員は無礼の言葉を使用し、または他人の私生活にわたる言動をしてはなりません。

自治法132条の「無礼の言葉」とは、議員が会議に付議された事項について自己の意見や批判の発表に必要な限度を超えて議員その他の関係者の正常な感情を反発する言葉をいいます。



( 議 場 )

## 編 集 後 記

日本には約 1,700 の市町村議会があり、各市町村で年 4 回の定例議会があるとすれば、年間約 6,800 回の議会が行われていることになる。懲罰動議なんてものは滅多に出されるものではなく全議会開催に対する懲罰事件の発生比率は 0.3%以下、年 20 件弱でしかないようだ。その懲罰動議が 11 月臨時会と 12 月定例会に 2 度も出されてしまった。当別町議会で懲罰動議が出されたのは、この町の議会制度が始まって以降 初めてのことだそうだ。

このような後ろ向きの事案で大事な議会の時間を費やすのは、何とも侘びしく、やるせなく、町民に申し訳ない気持ちで一杯だ。

私たち議員は今、議会改革に着手し、懸命に自己研鑽に努めている最中であるだけに、今回の懲罰動議騒動は議員達の悲鳴にも近い叫びと、傍聴席の失望の声を醸しだした議会となってしまった。

町の活性化や発展の為に、前向きな議論に専念できる正常な議会に一刻も早く戻ることを切望して止まない。

議会広報特別委員会 宮司正毅

**無断転載を禁じます**